

2 か年以上にわたる工事請負契約の前払金の取り扱い

前払金（及び中間前払金）については、2 年度目に支払うべき前払金相当分と併せて支払いを請求することができます。

前払金の取扱

前払金（及び中間前払金）については、契約締結年度の予算の範囲内で支払いができる場合に限り、契約締結年度に翌年度の前払金（及び中間前払金）相当分を含めて前払金（及び中間前払金）の支払いを請求することができます。

【適用条項：建設工事請負契約書の条項第 4 1 条第 3 項】

請求できる案件

請求することができる案件は、入札情報サービス（PPI）及び特記仕様書においてお知らせします。

- ✓入札情報サービス（PPI）に「2 か年以上にわたる工事請負契約の前払金の取り扱いについて」が添付されている案件。
- ✓特記仕様書に 2 年度目に支払うべき前払金相当分と併せて支払いを請求することができることが記載されている案件。

契約時の請求例

【現 行】		
年度	年度割	前払金
R 7	4 0	1 6
R 8	6 0	—
計	1 0 0	1 6



【適 用】		
年度	年度割	前払金
R 7	4 0	4 0
R 8	6 0	—
計	1 0 0	4 0

令和 7 年度と令和 8 年度の前払金を
請求することができます。
※契約年度の予算の範囲内に限る

詳細については三重県ホームページ「建設業のため広場」をご確認ください。



～お問い合わせ先～

三重県県土整備部

建 設 業 課 TEL 059-224-2723 FAX 059-224-3290 Eメール kengyo@pref.mie.lg.jp